

平成24年第4回多賀城市議会定例会会議録（第1号）

平成24年12月12日（水曜日）

◎出席議員（18名）

議長 板橋 恵一

1番 柳原 清 議員

2番 戸津川 晴美 議員

3番 江口 正夫 議員

4番 深谷 晃祐 議員

5番 伏谷 修一 議員

6番 米澤 まき子 議員

7番 金野 次男 議員

8番 藤原 益栄 議員

9番 佐藤 恵子 議員

10番 森 長一郎 議員

11番 松村 敬子 議員

12番 阿部 正幸 議員

13番 根本 朝栄 議員

14番 雨森 修一 議員

15番 吉田 瑞生 議員

16番 昌浦 泰已 議員

17番 竹谷 英昭 議員

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 菅野 昌治

市長公室長 菅野 昌彦

総務部長 内海 啓二

市民経済部長 伊藤 一雄

保健福祉部長 鈴木 健太郎

建設部長 鈴木 裕

総務部次長(兼)総務課長 竹谷 敏和

市民経済部次長(兼)生活環境課長 佐藤 秀業

保健福祉部理事(兼)保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 紺野 哲哉

建設部次長(兼)都市計画課長 永沢 正輝

市長公室震災復興推進局長 鈴木 学

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(行政経営担当) 吉田 真美
市長公室参事(兼)市長公室長補佐(財政経営担当) 萱場 賢一
市長公室副理事(兼)市長公室長補佐(政策秘書担当) 小野 史典
総務部副理事(兼)管財課長 阿部 博光
保健福祉部副理事(兼)介護福祉課長 松岡 秀樹
保健福祉部副理事(兼)国保年金課長 高橋 信子
建設部次長(下水道担当)(兼)下水道課長 鈴木 弘章
会計管理者 永澤 雄一
教育委員会教育長 菊地 昭吾
教育委員会事務局副教育長(兼)教育総務課長 大森 晃
水道事業管理者 佐藤 敏夫
上水道部次長(兼)管理課長 櫻井 友巳
選挙管理委員会事務局長 今野 淳
◎事務局出席職員職氏名
事務局長 伊藤 敏明
参事(兼)局長補佐 鎌田 洋志
主幹 櫻井 道子

午前 10 時 00 分 開会

○議長（板橋恵一）

おはようございます。

本日から 12 月の定例会です。ただ、世の中は今一番国政で熱い戦いをしておりますので、多賀城の議会は今後の多賀城のあり方を審議する場ですから、集中して本日からの会議に臨んでいただきたいと思えます。

これより平成 24 年第 4 回多賀城市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしました議事日程第 1 号のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（板橋恵一）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 99 条の規定により、議長において松村敬子議員及び阿部正幸議員を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長（板橋恵一）

日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から 12 月 19 日までの 8 日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

よって、会期は 8 日間と決定いたしました。

この際、諸般の報告をいたします。

以下、諸般の報告はお手元に配付した文書のとおりであります。

この際、朗読は省略いたします。

これをもって諸般の報告を終わります。

日程第 3 行政の報告

○議長（板橋恵一）

日程第 3、行政の報告に入ります。

市長の登壇を許します。市長

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

市議会第 4 回定例会が開催されるに当たり、日ごろからの市政運営に対する議員各位の御協力に対し厚く御礼を申し上げます。

本議会に御提案申し上げます案件は、専決処分 2 件、人事 1 件、条例 4 件、補正予算 6 件、その他 5 件であります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

まず、12 月 7 日 17 時 18 分に発生した三陸沖を震源とするマグニチュード 7.4 の地震と、それに伴う津波警報発令への対応について、報告いたします。地震発生直後、国から全国瞬時警報システムの J-ALERT による津波警報が防災行政無線を通じ、市内に伝達されました。17 時 25 分、災害対策本部を設置し、モーターサイレンの鳴動とともに同無線を通じ警報の発令及び避難を呼びかける広報を繰り返し行いました。また、指定収容避難所を開設し、15 カ所、約 1,110 名の避難者の受け入れを行いました。津波については、18 時 45 分に貞山運河の第 6 分団詰所前で高さ約 40 センチメートルの津波を観測しましたが、被害はなく、同日 20 時に災害対策本部を解散いたしました。

それでは、第 3 回定例会以降、今日までの行政の概要につきまして、第五次多賀城市総合計画の施策体系別に、東日本大震災からの復旧・復興事業の取り組み状況及び主要な事務事業について、その概要を報告いたします。

初めに「政策 1、安全で快適に暮らせるまち」について申し上げます。

まず災害対策の推進ですが、民間木造住宅の耐震診断支援事業につきましては、11 月末日

現在で 15 件の申し込みがあり、54 万 4,000 円を支出しました。木造耐震改修工事促進事業につきましては、11 月末日現在で 7 件の申し込みがあり、55 万円の補助金を交付しました。宅地かさ上げ等費用支援補助金につきましては、11 月末日現在で 5 件の申請があり、300 万円の補助金を交付しております。

災害時における迅速な支援体制の確立を目指し、10 月 10 日に新潟県村上市、同月 24 日に秋田県由利本庄市とそれぞれ相互応援協定を締結しました。また、東日本大震災での被災経験を地域住民と市職員が対話しながら振り返る事業を市内 13 ブロックで実施しております。自助、共助、公助の災害対応を進めていくために、震災時の各自の行動や反省点を導き出し、その結果は今回改正する地域防災計画などに盛り込んでまいります。

11 月 5 日の津波防災の日に合わせて、防災行政無線からのサイレンによる津波警報の放送を行いました。モーターサイレンの一部にふぐあいがありましたが、全ての屋外拡声子局について改修と総点検を完了しております。

11 月 17 日、18 日の両日実施された、東京都国分寺市の総合防災訓練において、被災自治体の応援を行うための先遣隊派遣訓練として本市防災担当職員 2 名を参加させ、災害時の初動対応や災害支援協定の検証作業を行いました。

次に「防犯対策の推進」ですが、10 月 27 日、防犯まちづくり多賀城市民のつどいを文化センターで行いました。個人や地域で取り組む防犯についての講演と、劇団ポトフによる「もしもコミュニティが・・・」と題した演劇が行われ、約 300 名の参加がありました。次に「安全な消費生活の確保」ですが、東京電力福島第一原子力発電所事故で飛散した放射性物質に関する市民の不安を解消するため、10 月 15 日から市民からの持ち込み食材についても放射性物質の測定を実施しており、その結果を公表しております。

次に「交通安全対策の推進」ですが、9 月 4 日、秋の交通安全市民総ぐるみ運動推進会議を開催し、関係団体の参加協力のもと、9 月 21 日から同月 30 日までの 10 日間、秋の交通安全市民総ぐるみ運動、飲酒・無謀運転二らめ作戦を実施しました。9 月 28 日には国道 45 号八幡小入り口交差点付近で、関係団体や仙台育英学園高校の生徒により通行するドライバーにボード等を提示するとともに、チラシ、二らの配布を行い、交通事故防止を呼びかけました。

次に「交通環境の充実」ですが、10 月 17 日及び 18 日、山王地区公民館及び笠神会館においてバス運行に係る住民意見交換会を開催したところ、36 名の参加がありました。また、意見交換会の結果を踏まえ、11 月 6 日に多賀城市地域公共交通会議を開催し、市内を運行するバスなどの課題を整理するとともに、今後の生活交通のあり方について検討をしました。

次に「地域の整備」ですが、宮内地区のまちづくりにつきましては、地権者の 8 割の方々から同意をいただき、宮内地区において土地区画整理事業を実施する方針を決定しました。次に「中心市街地の整備」ですが、雇用機会創出と産業復興をさらに推進するため、多賀城駅を中心とする区域に商業や医療・福祉・介護等の生活サービス産業の集積を図り、これら

の生活サービスを提供する企業の立地を促す課税の特例措置を講じるための復興推進計画を本市単独で作成し、11月29日に内閣総理大臣に提出しました。

次に「安全で安定した水の供給」ですが、11月17日の土曜日、上水道部危機管理対策マニュアルに従い、地震時対応訓練を実施しました。今回の訓練では宮城県沖を震源とするマグニチュード8.9の巨大地震で、本市の震度は6弱、ライフラインがストップ、電話不通という想定のもとで、全職員が自己判断で参集するところから始め、職員一人一人に危機管理に関する意識づけを図るとともに、関係機関への応援要請や応急措置関連機器等の操作訓練を実施しました。水道水の放射能測定につきましては、本市の水源である宮城県仙南・仙塩広域水道の七ヶ宿ダム、仙台分水の釜房ダムは宮城県企業局及び仙台市水道局において週1回検査を行い、不検出を確認しており、その結果を公表しています。

次に「政策2、元気で健やかに暮らせるまち」について申し上げます。

まず「健康づくりの推進」ですが、胃がん、子宮がん、乳がん、大腸がん等のがん検診及び骨密度検診につきましては、6月から10月の期間で各検診が終了し、延べ1万7,827名の方々が受診しました。また、東日本大震災による健康面への影響等を考え、今年度に限り健診機会の少ない18歳から39歳以下の全市民を対象として被災者特別健診を10月から実施しています。食育推進事業につきましては、「朝食に野菜を食べよう」をテーマに11月19日から同月22日まで、市役所ロビーにおいて食育展を開催しました。また、19日には野菜ソムリエによる食育講演会を開催し、市民51名の参加がありました。

次に「子育て支援の充実」ですが、8月1日から公立保育所給食の放射性物質検査を実施しておりますが、12月1日からは私立保育所についても検査を実施しており、その結果を公表しています。

東日本大震災の被災世帯に対する平成24年度の保育料及び留守家庭児童学級利用料の減免につきましては、昨年度に引き続き被害の程度に応じた減免措置を実施することとしており、12月7日から減免申請の受け付けを行っております。

次に「高齢者福祉の推進」ですが、10月13日から15日まで、第25回全国健康福祉祭宮城・仙台大会、ねんりんピック宮城・仙台2012将棋交流大会を開催しました。全国から66チーム、197名の選手が参加し、団体戦及び個人戦による熱戦が繰り広げられました。大会を通じ、震災からの復興に向けた全国からの御支援に対する感謝の気持ちをお伝えしました。また、大会運営に際しましては友好都市である天童市からの御支援をいただき、円滑に進めることができました。

次に「社会保障等の充実」ですが、一部損壊住宅補修工事費用補助金につきましては、昨年11月から本年11月末日までに567件の申請があり、5,076万円の補助金を交付しました。

次に「政策3、歴史文化を継承し豊かな心を育むまち」について申し上げます。

まず「学校教育の充実」ですが、市内小中学校の学区再編につきましては、本年度から2カ年の予定で作業を行っておりますが、11月中の6日間で小学校区ごとの学区見直し懇談

会を開催しました。地区の皆さんからいただいた御意見を参考として、よりよい学区再編に向けて見直しを行ってまいります。

次に「生涯学習の推進」ですが、10月7日、実行委員会主催の第14回史都多賀城万葉まつりが東北歴史博物館をメイン会場に開催されました。2年ぶりの開催となる今回は、万葉衣装行列のほか、新たに古来の宮中における弓競技である射礼(ジャライ)や蹴鞠(ケマリ)などが行われ、約3,500名の観客が来場しました。また、同日開催イベントとして大伴家持顕彰会主催の第34回大伴家持のつどい短歌大会が行われ、表彰式及び記念講演に約140名の参加がありました。

社会教育施設等の災害復旧工事につきましては、市立図書館が9月末に、山王地区公民館が10月末に完了しました。市民プールは内部工事を先行させ、10月1日に開館しました。

なお、総合体育館は一部閉館をしながら工事を行い、平成25年2月の工事完了を予定しております。

次に「文化財の保護と活用」ですが、埋蔵文化財緊急発掘調査事業につきましては、11月末日現在で37件の発掘調査を行い、うち23件が震災復旧関係となっております。全国史跡整備市町村協議会関係につきましては、平成20年に小田原市長から会長職を引き継ぎ、以来2期4年、その任を果たしてまいりましたが、本年10月の総会をもって会長職を退きました。

なお、後任の会長には太宰府市長が就任されました。

次に「政策4、環境を大切に作る心を育むまち」について申し上げます。

まず「資源循環型社会の形成」ですが、10月9日、本市の災害廃棄物の受け入れを検討していた山形県東根市、天童市、村山市及び河北町で構成する東根市外二市一町共立衛生処理組合から正式に受け入れの表明がありました。その後、10月10日には本市との災害廃棄物焼却処理業務委託契約を締結し、10月16日から中間処理した可燃系粗大物を1日約10トン焼却処理していただいております。同様に、受け入れを検討していた栃木県においても、栃木県から依頼を受けた壬生町から11月6日に受け入れ表明がありました。同月26日には栃木県知事立ち会いのもと、本市との基本協定を締結し、12月3日から混合廃棄物から選別した廃木材をチップ化した木くずを1日に約4トン、焼却処理していただいております。

なお、本市が独自で進めておりました災害等廃棄物の中間処理業務につきましては、本年1月下旬から稼働し、11月末でほぼ完了しており、約10カ月間で約13万6,000トンの処理が終了いたしました。

今後、可燃物については宮城県が設置した仮設焼却炉及び県外広域処理により焼却処分を行い、再生土砂及び再生砕石につきましては、復興資材として有効活用してまいります。

次に「政策5、集いつながり活気あふれるまち」について申し上げます。

まず「農業の振興」ですが、農業復興につきましては、大区画圃場整備事業への理解を深め

ていただく機会として、9月3日から同月14日まで計10回、市内8カ所で多賀城市農業復興委員会主催による地区懇談会を開催し、延べ162人の参加がありました。また、11月2日には10年後の本市における農業のあり方を考える機会として、東北歴史博物館を会場に地域農業経営再開復興支援講演会を開催し、関係団体及び農家90人の参加がありました。東日本大震災復興特別区域法に基づき申請していた農業版の復興推進計画につきましては、9月28日に内閣総理大臣の認定を受けました。

次に「商工業の推進」ですが、被災事業者支援事業につきましては、昨年11月から本年11月末日までに212件の申請があり、1,985万円の補助金を交付しました。10月14日、JR仙石線多賀城駅前において多賀城月の市実行委員会主催によるB級グルメ祭りが開催されました。24店舗が出店し、約7,000人の来場者でにぎわいました。

次に「企業誘致の推進」ですが、今月20日に開所式が予定されているみやぎ復興パーク内において、減災事業に取り組む事業者に対し入居に係る費用負担の補助金を交付しております。11月末日時点で8件の申請があり、570万円の補助金を交付しました。

次に「観光の振興」ですが、10月6日、友好都市の太宰府市で開催された太宰府市民政庁まつりに参加し、展示などによる東日本大震災から1年半たった本市の現状と多大なる御支援への感謝を伝えるとともに、物産販売を行いました。また、同月7日に長野県安曇野市で開催された安曇野フェスタ、同日東京都府中市で開催された武蔵府中ふるさとまつりにおいても物産を委託販売し、本市のPRを行っていただきました。

10月28日、多賀城市観光協会主催の第19回壺の碑全国俳句大会が文化センターを会場に開催され、県内外から210名の参加がありました。投句には、兼題の部に1,173句、当日の囑目の部に117句、また小中学生の部には2,469句が寄せられました。ことしは壺の碑建立1250周年を記念し、特別選者及び講師として、本市とえにしのある奈良県出身の茨城和生氏をお迎えしました。

11月18日、多賀城市役所駐車場を会場として多賀城・七ヶ浜商工会主催による復興大感謝祭が開催されました。多賀城やかもち鍋、七ヶ浜ボッケ鍋の試食や友好都市である天童市の物産販売、多賀城工場地帯連絡協議会と多賀城市建設職組合によるPRコーナーなど多くの出店があり、約1万500名の来場者でにぎわいました。

次に「政策7、理解と信頼で進める自立したまち」について申し上げます。

まず「適正な事務の執行とサービスの提供」ですが、東日本大震災により使用不可能となっておりました大代地区公民館の自動交付機につきましては、文化センターから移設し、10月2日より使用を開始しました。

次に「効果的、効率的な行財政経営の推進」ですが、市有財産を有効活用し、来庁者の利便性向上を図るため、11月1日から市庁舎正面玄関に市域全図及び市役所周辺図を掲載した広告つき案内板を設置するとともに、また、1階エレベーター横の庁舎案内をフロア図として一新しました。設置業者がスポンサーを募集、運用するため、市が経費をかけずに案内板を設置することができ、新たな広告収入等を得ることができるほか、観光や地域に根差し

た事業者を PR する場としての活用できます。11 月 1 日に挙行しました平成 24 年多賀城市市政功労者表彰式典につきましては、38 名の方々に対し表彰状の贈呈を行い、その功績をたたえるとともに感謝の意を表しました。

復興交付金につきましては、既に交付を受けている事業の事業費の追加を含め、11 月 30 日に宮内地区被災市街地復興土地区画整理事業ほか 22 事業について、約 67 億円の内示を受けました。

最後に、政策の総合推進について申し上げます。災害復興にかかる地方自治法に基づく他自治体からの職員派遣につきましては、10 月から 7 件、橿原市より 1 名派遣いただき、11 月末日現在、全国 28 自治体から 33 名の職員を本市に派遣いただいております。

以上、第 3 回定例会以降、今日までの行政の概要を申し述べましたが、今後とも議員各位の御支援御協力をいただきながら施策の遂行に努めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（板橋恵一）

以上で、行政の報告を終わります。

日程第 4 報告第 11 号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定）

○議長（板橋恵一）

日程第 4、報告第 11 号専決処分の報告についてを議題といたします。

職員をして報告書を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（板橋恵一）

市長の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

報告第 11 号専決処分の報告についてであります。これは平成 24 年 4 月 11 日に発生した公用車の接触事故について、事故の相手方と和解し並びに損害賠償の額を決定するに当たり、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により議会に報告するものであります。

なお、詳細につきましては、市民経済部長に説明させますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（板橋恵一）

市民経済部長。

○市民経済部長（伊藤一雄）

それでは、報告第 11 号につきまして、資料 2 の 1 ページにより御説明申し上げます。資料 2 の 1 ページをごらんいただきたいと思います。

報告第 11 号関係資料、和解及び損害賠償の額の決定についてでございます。

1 の事故発生の日時でございますが、平成 24 年 4 月 11 日水曜日の午前 7 時 50 分ごろでございます。

次に 2 の事故の状況についてでございますが、ごみの減量指導を行うため、公用車を運転しておりました市非常勤職員が、多賀城市新田字南安楽寺 60 番地の 1 先交差点に当該公用車を進入させた際、当該公用車の左方向から市道新田線を走行してきた相手方の自転車と接触をし、自転車が転倒したことにより下腿打撲による損害を与えたものでございます。次に、3 の事故の原因でございますが、本件事故は市職員が交差点に進入する際に十分な安全確認を怠ったことに起因して発生したものでございます。

次に、4 の損害賠償の額でございますが、6 万 3,201 円で、これは相手方の治療費、通院交通費及び慰謝料であります。なお、この損害賠償金につきましては、市が加入しております保険から全額補填されることとなります。

次に、5 の和解についてでございますが、相手方と本件事故について、4 に掲げます損害賠償金のほか、何ら債権債務がないことを相互に確認をし、平成 24 年 10 月 9 日に示談が成立してございます。

公用車の運行につきましては、常日ごろから交通安全、交通法規の遵守はもとより、安全運転の励行、また事故の防止について厳しく指導をしているところでございますが、今回の事故につきましては、市職員が公用車の運転中の安全確認を怠ったことを起因としておりますので、この場をおかりをいたしまして深くおわび申し上げるところでございます。

また、今回の事故を受けまして、職員に対しましては今後一層の安全運転の励行、事故の防止に努めるよう厳重に注意を喚起したところでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（板橋恵一）

以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。4 番深谷晃祐議員。

○4 番（深谷晃祐議員）

少しちょっと確認をしたいんですけども、これは朝の事故があって、私これは再度多分事故あった当事者の方とこの自転車運転していた多分中学生か高校生の女の方だと思うんですけども、職員が 3 名いらっしやったと思います。要は、その事故が起きた際に、例えば車の中に、公用車の中に 3 人乗っていたとします。その方が再度その現場でこの事故があった側の人とお会いして、その現場で警察もあのときたのかちょっといなかったのかちょっと覚えていないんですけども、そういった現場検証をする際にもともと乗っていた 3 人なら 3 人、そこで 2 人だったら 2 人、必ずそこに現場に出向くような体制をとっているのか。それとも、それは適時判断してやるような格好にするのかというのをちょっとお伺いしたいんですけども。

○議長（板橋恵一）

市民経済部長。

○市民経済部長（伊藤一雄）

事故の相手方、被害をこうむった方は社会人の女性でございます。それから、当日は公用車

のほうには3名乗っておりましたが、通常ですと4名おります。それで、2人1組で2グループ、2班に分かれて家庭ごみの集積所等々をパトロールしておるわけでございますが、当時は1人休んでおりましたして3名の同乗となっております。

そこで、当日の事故発生後の対応についてでございますけれども、直ちに生活環境課の課長及び担当係長等々に情報を伝えまして、その後、塩釜警察署のほうにも通報しております。そういった状況でございますして、事故の検証については、御本人は最初は身体の異常を確認したんですが、「いや、大丈夫です」というようなことで、勤務のほうで心配で岩切駅のほうに向かったということで、その後に警察官立ち会いのもとに職員と警察官が立ち会いをしたというような、そのような状況でございます。以上です。

○議長（板橋恵一）

深谷晃祐議員。

○4番（深谷晃祐議員）

私が見たのは多分その警察官と立ち会いのときの状況だと思うんですけども、そのときにもいろいろなというか、そこに近くにいた方から、要はその女性が1人自転車を押しながらそこにいたんですけども、そこに市の職員が3名、一緒に立ちながらしゃべっていました。僕が行ったときには、ちょうどその女性が1人立っていて、市の職員が3名、何というか囲むような格好で見た感じは見えていたんです。要は、ああいったお話をするとき、事故なのでお互いに過失はあると思いますが、ほかからの見え方としてどうしても高圧的な状況にその市の職員が見えたという状況は、僕もその確認はとれたというか見ました。それを僕に電話をくれた方も、ちょっとそういう対応はないんじゃないかというふうなお話も職員のほうにしていると思います。どの職員かなんていうのはもう覚えていないんですけども、そういった事故でそういった現場検証する際にも職員がそういうふうな見られ方をするというのは余りよろしくないのではないかなというふうに思うので、事故を毎回専決で、何かしらの事故が起きて、必ずそういった現場検証する際にはそういった点も留意していただいて対応を行っていただきたいなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（板橋恵一）

市民経済部長。

○市民経済部長（伊藤一雄）

当日は女性の方で職員が3人囲んだというような状況でありましたけれども、私に対する報告では、本人の体の異常等で大丈夫ですか、大丈夫ですかということで本人のほうにもお話をして、それで「大丈夫です。仕事に急いでいますから」というようなことで、そのときは痛みもなかったということで報告を受けておりました。付近の事故直後に近所の方々がそういった視点といいますか、そういった目で、思いで見られたということはまことに遺憾なことでございますから、こういった事故は当然ないほうがよろしいわけでありますけれども、もしそのような場面に遭遇した場合には、今後ともきちんと真摯な対応をするように

指導してまいりたいとこのように思っております。

○議長（板橋恵一）

17 番竹谷英昭議員。

○17 番（竹谷英昭議員）

1 つお願いしたいことがあります。毎回この交通事故の案件が上がりますが、現場のどういう状況かという図面が添付されておりません。保険等の適用を受けるためには、必ず現場のどういう状況で追突した、事故が起きたかという現場の図面を添付するのが常識になっております。しかるに、今後こういうようなことについては、そういう図面を添付をして理解をいただくようにしたほうがよろしいのではないのかということが 1 点でございます。

もう 1 点、どうも今の質問のやりとりを聞いていますと、当事者同士が、運転した当事者同士がやっていると思いますが、少なくとも安全運転管理者がいるわけですから、その方が現場に走って行って当事者といろいろ話し合えることが私は大事ではないかと。運転者、運転当事者、いわば被害者と加害者がある。その加害者が被害者と接触していると、今言ったように高圧的な問題にも見えるだろうし、いろいろありますから、それはしっかりと安全運転管理者が行って、その状況を判断をすることが肝要ではないかというふうに思います。事故発生と同時に警察に通報するのはもちろんのこと、その立ち会いは当事者同士じゃなく、くどいようですけれども、安全管理者が立ち会うべきであると思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（板橋恵一）

市民経済部長。

○市民経済部長（伊藤一雄）

それでは、資料の関係については総務部長のほうがお答え申し上げます。

それから、後段の安全運転管理者、当然現場のほうに、立ち会いのもとにというような御質問についてであります。安全運転管理者につきましては、庁内では管財課長が管理者で、各部の主幹課の参事兼補佐が副安全運転管理者というようなことで選任されております。今回の事故につきましては、市民経済部所管でございますので、副安全運転管理者である生活環境課の課長補佐がこれらについて対応したというようなことでございます。以上です。

○議長（板橋恵一）

総務部長。

○総務部長（内海啓二）

資料の関係でございますけれども、確かに事故の状況がどうであったかというふうなことがわかるような形で、今後お示しをしたいというふうに思います。

それから安全運転管理者、副安全運転管理者でございますけれども、確かにそのようなことで、それぞれ安全運転管理者、副安全運転管理者を通じまして交通安全についての教育等につきまして日ごろからやっているところでございますけれども、事故現場への立ち会い等々につきましても、なかなかその場にいるとは限りませんが、極力そのような方向で今

後対応してまいりたいというふうに思います。

○議長（板橋恵一）

竹谷英昭議員。

○17番（竹谷英昭議員）

当事者同士にしますと、どうしても感情的なものが走ります。冷静に事の見方をしていかなければいけない。当然警察の方もそうだと思いますけれども、私は役所という団体の中での公用車運行になれば、そういう制度、仕組みをきちっとつくっておくことが大事じゃないかと思います。一例を申し上げておきます。タクシー会社の事故はタクシーの運転と事故当事者とやりません。必ず安全管理者が、運転管理者が現場に行き、その状況を見ながら判断をしていくというのがならわしのようになっています。であるとすれば、多賀城市においても余りにも交通事故が多過ぎる感もありますので、そういうことをきちっとしていかないとまずいのではないかというふうに思いますので、今後やるというのであれば結構ですが、そういう体制をつくっていただきたいというふうに思いますが、総務部長、再度の決意をお伺いしたいと思います。

○議長（板橋恵一）

総務部長。

○総務部長（内海啓二）

現在、多賀城市は交通死亡事故ゼロを継続中でございます。これは市民の方々が一生懸命交通安全に取り組んでいただいているおかげだというふうに思っております。我々職員に関しましても、極力事故を起こさないように、安全運転には気をつけてやっているところでございますけれども、なお一層、そのような形で気をつけてまいりたいというふうに思っております。事故の対応につきましては、その方向で、ただいま御指摘いただいたような方向で対応できるように、これから体制を整えてまいりたいというふうに思っております。

○議長（板橋恵一）

14番雨森修一議員。

○14番（雨森修一議員）

事故の報告といいますか、よく見られるのは、例えばこの公用車には3名の職員が乗っておられたということでありまして、3名乗っているにもかかわらず前方不注意といいますかそういう事故が起きている。時々見られるのは公用車の中で会話しておられる職員が多いんですね。時々見られます。どうしても多賀城市という看板を車に背負っているわけですから、私だけでなく市民の方も、ふっと意識的にも見るものですから、その中で会話してにこにこ笑ったようにしていますと案外そういうのは目立つんですね。そういったことも踏まえて、とにかく多賀城市という看板を背負って車の中で同乗しておられるわけだから、別に難しい顔しなくてもいいですから、そういったことも私も感じるところもあります。

それから1つお尋ねしたいんですが、これは確認ですが、損害賠償額の内訳ですね。どう

いうふうになっておるのか。仮に 2 日間通院されたのか、それをお尋ねしたい。以上、これにします。

○議長（板橋恵一）

市民経済部長。

○市民経済部長（伊藤一雄）

前段の公用車の運転中における会話等々、これは公務における公用車の運行でありますことから、市民からそのような形で、あくまでも公務中だというようなことを深く胸に刻んで安全運転を励行するようにさらに注意を促してまいりたいとこのように思っております。

それから損害賠償の内訳ということでございますが、6 万 3,201 円の損害賠償金のうち、まず治療費につきましては 3 万 2,546 円、通院交通費については 1 万 3,555 円、慰謝料 1 万 7,100 円、合計 6 万 3,201 円でございます。以上です。

○議長（板橋恵一）

雨森修一議員。

○14 番（雨森修一議員）

わかりました。

この慰謝料の 1 万 7,000 円というのは、これはどういう基準から出した。それだけちょっとお尋ねできますか。

○議長（板橋恵一）

市民経済部長。

○市民経済部長（伊藤一雄）

これは、前段で申し上げました全国市有物件災害共済基金という保険のほう、公用車ですね、任意保険。そちらのほうを掛けておりますことから、そちらの規定でそのような数字になっております。以上です。

○議長（板橋恵一）

6 番米澤まき子議員。

○6 番（米澤まき子議員）

ごみの減量指導者の方々を朝 7 時半から 8 時の間によく私はお見かけいたします。先ほど部長の話では通常 4 名の方がいらっしゃるということで、その日は多分お休みの方がいたということで、1 台で 3 名の方が乗り合わせていたんですよね。多分 8 時半までの収集時間ということもあって、各所を回る箇所もかなり多いのではないかと。私がお見かけするときに、よく皆さん小走りで走られてそういった作業を見ておりますので、できればその 4 名じゃなくて、もしお一人がお休みのときっていうのは臨時に 1 名その指導者の方がって必要性もあったのではないのかなと、どうしても 1 台で各所随所に回るということは、私無理があったのではないかなというふうに考えているんですが、いかがでしょうか。

○議長（板橋恵一）

市民経済部長。

○市民経済部長（伊藤一雄）

ただいまの質問でございますが、当日は4名のうち1人が休みで3名同乗していた。3名同乗していたといいますが、お一人が6月に新たに配置されたということで、地域の研修ということも含めて3名ということで、事務的なデスクワークもあるんですけども、3名がそういったことで同乗していたというようなことでございました。

それから、現在市内には本年12月1日現在で家庭ごみの集積所938カ所ございまして、これは曜日ごとに当然排出日も、ごみの種類も、排出の種類も違ってまいりますことから、ごみ減量の推進は地域の家庭ごみ集積所における適切な分別の仕方であるとか正しい排出の仕方等々、地域環境推進の方の要請などによって重点化して出向しているところもありますし、それから通常のパトロールというようなことがございます。できる限り朝の早い時間帯で、出勤時間帯でラッシュの時間とも遭遇する場面も多々あるわけでございますので、議員御指摘のとおり、運転には十分余裕を持って、安全で急がず、焦らず、慌てずの気持ちで日々運行するように再度確認をしてみたいと思います。以上でございます。

○議長（板橋恵一）

米澤まき子議員。

○6番（米澤まき子議員）

市内938カ所とかなり多いでございますよね。指導者の方々のおかげで大分ごみ出しの形も大分変化してきたのではないかなと思いますので、今後ともどうぞ安全管理でよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（板橋恵一）

17番竹谷英昭議員。

○17番（竹谷英昭議員）

答弁者、もっとはっきり言ってくださいよ。今米澤議員の質問を聞いていますと、箇所が多いから4人では増員をしたらいいんじゃないか。そしてもっと余裕を持った体制を組むべきじゃないかという提案ですよ。それに対する回答がない。質問に対して的確な回答してもらわなきゃ困る。私はそう思いますので、米澤議員がせっかく質問した後から質問するようで恐縮ですが、その質問の趣旨を理解していけば、これだけの多いところだから減量作戦の中でもっと増員をすべきじゃないか、強化をすべきじゃないのか。そうするとこういう事故も発生しないのではないかという提案ですよ。市民部長、どう考えているんですか。

○議長（板橋恵一）

市民経済部長。

○市民経済部長（伊藤一雄）

質問の要旨をちょっと外してしまいまして、大変申しわけございませんでした。増員したらいかかというようなことでございますけれども、これにつきましては、たしか平成22年6月から設置をいたしまして、配置をして、そしてその間、震災に遭遇しまして、その間につきましては瓦れきの仮置き場の管理業務、運営業務等々も携わっておりまして、実質本年

の春から、この春からまた家庭ごみのほうのパトロールの業務についてというようなこと
でございます。

そういったことで、震災後まだ再開いたしましてからまだ1年たっておりませんことから、
今後の動向を、排出動向も見きわめながらその増員のことについては対応して、検討してま
いりたいとこのように思っております。以上です。

○議長（板橋恵一）

私のほうからちょっとお話しさせていただきます。

質問者も答弁者も要点をちゃんとの確にお答えしていただきたいと思います。それと総務
部長、損害の賠償額の明細と現場の図面、午後の再開までに提出してください。

これをもって質疑を終結いたします。

以上で報告を終わります。

日程第5 議案第87号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（板橋恵一）

日程第5、議案第87号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（板橋恵一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第87号 専決処分の承認を求めることについてであります。これは平成24年11
月16日の衆議院解散に伴い衆議院議員総選挙が執行されることとなったことから、選挙
実施に要する経費の追加補正を行うため、地方自治法第179条第1項の規定により平成
24年度多賀城市一般会計補正予算（第4号）を専決処分したので、同条第3項の規定に
より議会の承認を求めるものであります。

なお、詳細につきましては選挙管理委員会事務局長に説明させますので、よろしくお願
い申し上げます。

○議長（板橋恵一）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（今野 淳）

それでは、歳出より御説明申し上げます。同じ資料の1の12ページをお願いいたします。
2款4項4目衆議院議員選挙費でございます。これは、ただいま市長が申し上げたとおり、
先月16日に衆議院の解散に伴い12月16日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁
判官国民審査に要する費用で、補正額は2,554万1,000円の増額であります。主なも
のは選挙執行に係る経費で、投票・開票に係る立会人の報酬、選挙事務に従事する職員の手当、
ポスター掲示板設置等の業務委託料及び投票・開票システムに要するパソコン等の借り上

げ料でございます。以上で歳出の説明を終わります。

次に、歳入でございます。10ページにお戻り願いたいと思います。

15款3項1目総務費委託費で3節選挙費委託料で、今回の衆議院議員選挙委託費で歳出と同額の2,554万1,000円を見込んでおります。以上で歳入の説明を終わります。

○議長（板橋恵一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。9番佐藤恵子議員。

○9番（佐藤恵子議員）

ちょっと伺いたいんですけども、今大変にぎやかに選挙戦が荒れております。そういう中で、宣伝の場所なんですけど、仮設住宅での敷地内という判断が、多賀城では敷地内の中で宣伝ができないということになっておりましたけれども、どういう話し合いの経過の中でそういう結論に、居住者の方々の要望が多かったとかいろいろあるかと思うんですが、そういうところの結論を出した根拠というかそういうお話があれば聞かせていただきたい。ほかの自治体では入っても応援してもいいよと、演説してもいいよというようなこともあったようにお聞きしますけれども、多賀城の判断の根拠をお示してください。

○議長（板橋恵一）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（今野 淳）

今回の、具体的に申し上げますと、城南地区でのことということで、仮設住宅全体のことという……。はい、すみません。

○議長（板橋恵一）

佐藤恵子議員。

○9番（佐藤恵子議員）

城南地区だけでなく全体の問題です。トータルでどういう判断をしたのかというお話です。

○議長（板橋恵一）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（今野 淳）

今回、仮設住宅の街頭演説の関係でございますけれども、一般的には市営住宅及び県営住宅についての選挙活動、街頭演説というのはこれは認められるところでございます。今回の仮設住宅については、当然棟割になっておりまして、非常に街頭演説する場所と住宅が近いということもありまして、戸別訪問に当たる可能性もあるということで、特に今回、仮設住宅の方々からちょっと苦情がありまして、それで多賀城市は選管の職員が行きまして、そういう疑いがあるということの判断で中止を求めて御了解いただいたということでございます。

○議長（板橋恵一）

佐藤恵子議員。

○9 番（佐藤恵子議員）

いいんです、判断したんだから。それで皆さん平等にそうやって運動するわけですからね。それはそれでいいんだけど、戸別訪問というのはちょっと過剰反応ではないかなと。例えば住民の皆さんがうるさくてだめだからって話がうんと多かったっていうならまだ話わかるんですけども、ちょっと今のお話では少し過剰反応過ぎるのではないかなという私は印象を持ったんです。もう選挙も終わりますのでいいんですけどもね。これからさまざまなことがあるかと思いますが、どうぞ適切な判断をよろしくをお願いをしたいということで終わります。

○議長（板橋恵一）

8 番藤原益栄議員。

○8 番（藤原益栄議員）

聞いているのは、城南というのは私が当事者なんだけれどもさ、聞いているのは仮設住宅の敷地内で選挙活動やってはだめだということをいつの選挙管理委員会で決定をしたのか。それはどういう考え方でそういうふうに決定したのかということなんです。佐藤議員が言うのは、塩竈とかでは認めていますよということですね。だから、苦情があったらやめてくれてって、よそは苦情がないからやってもいいのかということなんです。だから、その辺はどうも私は今の答弁ですと、どうも選挙管理委員会できちんとした判断をしてないんじゃないかという感じがするんですよ。今答弁の感じは。まずいつの選挙管理委員会でそういうことを決定したのかということなんです。どういう根拠に基づいて、あるいはまた他自治体との考え方の違いというのは一体どういうところから出ているのかということについて回答をいただきたいと思います。

○議長（板橋恵一）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（今野 淳）

まず、仮設住宅での街頭演説の可否についてでございますけれども、これは事前に仮設住宅の管理者であります保健福祉部のほうと調整を図りまして、その仮設住宅、一般的な駐車場ぐらいだったらいいかもしれませんが、中に入っただけの街頭演説についてはちょっと遠慮していただきたいということで禁止ということをとらせていただきました。

○議長（板橋恵一）

内容、いつどう決めたのかというそれを言ってないです。藤原益栄議員。

○8 番（藤原益栄議員）

いいですか。選挙管理委員会は局長だったっけか。局長が保健福祉部長とどうも話し合いしたようだね、今の話だとね。けれども、きちんとそういうことを判断して決定するのは選挙管理委員会でしょう。だから、いつの選挙管理委員会でそういう決定をしたんですかって聞いているんですよ、私は。塩竈市では認めているわけだ。私は差し支えないだろうと思って言ったのはどういう理由かということ、例えば丸山公務員住宅なんかはあそこ全体が国有地

ですよ。いわば、国の私有地みたいなもんだね。国家公務員官舎だから。けれども、あの中で選挙活動をするのは今までずっと禁止してないわけですよ。そういう考え方からいうと、禁止する理由は何もないんじゃないかと。それから郵便物も各戸に郵便物を入れているわけですよ。私はどうも理屈が立たないんじゃないかと思うんですね。だから、いつの選挙管理委員会でそういう決定をしたのかということと、それから従来の考え方からしてもちょっと行き過ぎなのではないかということと、それから 3 つ目に他自治体と何でこんなに対応の違いが出てしまったのかというこの 3 点について、ちょっと納得できるような回答をいただきたいんですが。

○議長（板橋恵一）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（今野 淳）

まず、選挙管理委員会で諮ったのかということでございますけれども、これは諮っておりません。私の判断でございます。

あと、でございますけれども、選挙、今回から変わったということではなしに、災害によってできたということで、国からの通達もございます。それに基づいて管理者の判断というところがありますので、それに基づいて判断いたしました。

○議長（板橋恵一）

暫時休憩いたします。明確な回答を休憩後に答弁していただきます。

午前 11 時 02 分 休憩

午前 11 時 15 分 開議

○議長（板橋恵一）

再開いたします。

答弁はどなたですか。選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（今野 淳）

先ほどは大変失礼いたしました。

まず、仮設住宅の関係ですけれども、今回禁止というふうにしたのは、従前から市営住宅については一応だめということにしておりましたので、それを踏襲して行っております。また、委員会に諮ったということですが、これについては管理者の判断でできるということなので、委員会の決定事項でもなくてだめということにいたしました。

あと、塩竈の関係でございますけれども、私自身聞いていたのは、塩竈と七ヶ浜は敷地の関係があって、車の出入りが大変ひどいところもあるので禁止しているというふうに塩竈と七ヶ浜からは伺っております。以上でございます。

○議長（板橋恵一）

藤原益栄議員。

○8 番（藤原益栄議員）

塩竈、七ヶ浜広いところがあるので禁止じゃちょっと何か筋が通らないというか文脈もわからないな。広いところもあるので認めているということではないの。まあ、いいや。納得できないところもあるので、残りはあと 4 日なんで大勢に影響ないと思うので、次回ということもあるので、よくほかの町とも整合性つくような理解よくできるような対応をお願いしたいということで終わっておきます。

○議長（板橋恵一）

17 番竹谷英昭議員。

○17 番（竹谷英昭議員）

今の件は市役所の中でやれるのか。なぜやれないのか。公共地の内ではやっちゃいけないというふうになっているんじゃないですか。そうすると、市営住宅も仮設住宅も公共地内だという捉えをしていますと。だからできないんですということが回答じゃないのかなと私はそう思っていました。ですから、その辺、法的にどうなっているのかという根拠づけを、これからいろいろな選挙があると思いますので、きちっと整理をしておくということが大事であろうと思いますので、私の思いだけ。答弁は要りません。そういうことの回答をいたしたほうが理解が早いのではないかとということを申し上げておきたいと思います。

○議長（板橋恵一）

ほかにございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 87 号を採決いたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第 6 議案第 88 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（板橋恵一）

日程第 6、議案第 88 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

(局長 議案朗読)

○議長(板橋恵一)

市長の説明を求めます。市長。

○市長(菊地健次郎)

議案第 88 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてありますが、これは平成 24 年 12 月 31 日をもって任期満了となる鹿野良一委員を再任したいので、地方税法第 423 条第 3 項の規定により議会の同意を求めるものであります。なお、資料 2 の 2 ページ以降に現在の委員名簿並びに鹿野良一委員の経歴書を掲載しておりますので、参照願います。

○議長(板橋恵一)

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(板橋恵一)

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(板橋恵一)

御異議なしと認めます。

これより議案第 88 号を採決いたします。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(板橋恵一)

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

日程第 7 議案第 89 号 多賀城市暴力団排除条例について

○議長(板橋恵一)

日程第 7、議案第 89 号 多賀城市暴力団排除条例についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

(局長 議案朗読)

○議長(板橋恵一)

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長(菊地健次郎)

議案第 89 号 多賀城市暴力団排除条例についてありますが、これは本市における暴力

団排除を推進するため、暴力団排除に関して基本理念を定め、市の責務を明らかにするとともに、暴力団排除に関する施策等を定めるものであります。

詳細につきましては、総務部長に説明させますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（板橋恵一）

総務部長。

○総務部長（内海啓二）

それでは、議案第 89 号 多賀城市暴力団排除条例について御説明を申し上げます。

この条例につきましては、ただいま市長の提案理由でも申し上げましたとおり、本市から暴力団を排除することに関し基本理念を定め、市民、事業者、行政が一体となって暴力団を排除し、市民の安全で平穏な生活を確保し、本市の健全な発展に寄与することを目的として制定するものでございます。宮城県におきましては、平成 22 年 12 月に条例を制定しまして、翌平成 23 年 4 月から施行されておまして、仙台市を除く県内の各市町村におきましては今年度中に同条例を制定するよう準備が進められているという状況でございます。塩釜警察署管内の塩竈、松島、七ヶ浜、利府の 1 市 3 町におきましても、本市と同様 12 月議会に条例を提案し、提案をする予定というふうに伺っております。

それでは、資料 1 の 16 ページをごらんいただきたいと思います。

条文に沿って御説明をさせていただきます。第 1 条は、この条例の内容を要約するとともに、暴力団を排除することの目的を定めたものでございます。第 2 条は用語の定義で、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に基づき用語を定めたものでございます。第 3 条は暴力団が市民生活や事業活動に不当な影響を与える存在であるということを社会全体で認識し、暴力団を恐れない、暴力団に対して資金を提供しない、暴力団を利用しないという、いわゆる暴力団追放 3 ない運動を基本とした市全体の基本理念を定めたものでございます。第 4 条は暴力団排除のための市の責務について明示したもので、宮城県暴力追放運動推進センターなどと協力し、暴力団排除に関する施策を総合的に推進することとする市の責務を定めたものでございます。第 5 条は、市は公共事業その他の事務または事業に関して、市が行う暴力団排除のための必要な措置について定めたものでございます。

次の 18 ページをごらんいただきたいと思います。第 6 条でございます。第 6 条は市民等が暴力団排除活動を自主的かつ市と連携協力して取り組めるよう、市が暴力団排除に資する情報の提供など必要な支援を行うことを定めたものでございます。第 7 条は効果的な暴力団排除活動を推進するため、他の地方公共団体と連携することを定めたものでございます。第 8 条は委任規定でございます。この条例の施行に関し、必要な事項を市長が定めることができる旨を規定したものであります。現時点では定める予定はございません。

最後に附則でございます。本条例の施行日を平成 25 年 1 月 1 日とするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（板橋恵一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。4番深谷晃祐議員。

○4番（深谷晃祐議員）

2点、お伺いします。これは多賀城市で暴力団排除条例ということなんですけれども、多賀城市内に、もしくは2市3町内でこの条例を要は適用しなければいけないような団体が存在しているのか。また、その存在しているのであれば、そういったところについてどこまで、例えば構成員が何名いらっしゃるだとか、その辺について押さえているのかについてお伺いをいたします。

また、公共事業等第5条ですね。こちら、元請に関してはもちろんですが、そこから下請の企業に関してもそういった点についてどのように指導していくのかという部分についてお伺いいたします。

○議長（板橋恵一）

総務部長。

○総務部長（内海啓二）

暴力団という組織そのものについてはちょっと確認はしておりませんが、これはあくまで警察からの情報に基づくものというふうな形になります。県警からの情報によりますと、多賀城市に居住する暴力団員の数、これにつきましては把握されております。23年度末現在でおよそ31人から40人というふうにされております。なお、2市3町の状況ですけれども、塩竈市につきましては40人台、41人から50人、それからそのほかの松島、七ヶ浜、利府町各町につきましては、これは10人以下であろうというふうにいわれております。仙台市につきましては、これも推測になりますけれども、把握されている数というふうな形で700人以上というふうな数が押さえられております。

それから公共事業等の関係でございますけれども、これにつきましては行政対象暴力というふうな観点から、これを広く排除するために平成19年10月23日に宮城県を初めとする県内各市町村と警察署等によりまして行政対象暴力対策協議会、こういった団体が設置されてございます。ここの中で5つの専門部会が設けられておりまして、ここの中で具体的な対応策が検討されて、実施されてきております。ただいま御指摘のありました、入札の関係でございますけれども、これにつきましては平成20年3月に入札部会が設置されておりまして、入札契約暴力団等排除要綱、こういったものをそれぞれの関係自治体で定めておりまして、それによって暴力団の排除を行ってきたというふうなことでございます。

警察と2市3町、それから一部事務組合を含めます9団体、これが排除協定を締結しておりまして、これも平成20年11月から動いておるというふうなことで、当然元請、下請等につきましても及ぶ話でございます。契約の条項の中でもそれらのことが盛り込まれておるといったような状況でございます。

○議長（板橋恵一）

17番竹谷英昭議員。

○17番（竹谷英昭議員）

今回の震災によって業界が、県内業界が休止になっている。仕事はあるけれども、なかなかその体制に入れられないということが聞いております。そのために、各方面から下請、孫請、孫々請あたりまで入ってきている。孫々請の状況をどう把握していくのか。ここが大変重要なポイントになるのではないかとこのように思うんですけれども、それらについてはどのような元請に対して指導をしようとしているのか。下請まではできると思うんですが、下請、孫まではできる。孫々までいくとちょっと、実は笑っていますけれども一例あるんですよ、県内に。県内に実際にあった事件を私知っています。だから聞いてんです。そういう体制をどうするのかということについて、基本的な考え方についてだけお聞かせ願いたいと思います。

○議長（板橋恵一）

総務部長。

○総務部長（内海啓二）

孫請、ひ孫請の関係につきましては、契約の担当であります管財課長のほうから答弁をさせていただきますので、よろしくお願いします。

○議長（板橋恵一）

管財課長。

○管財課長（阿部博光）

下請等につきましても、先ほど総務部長が話をした平成20年の契約約款の改正の際に、下請等についても制限を設ける旨、記述しております。なお、実態として塩釜警察署のほうと協定を締結してしまして、具体的な業者の名前がわかればそれが登録されているのか否かについても、常に確認できるような状況にあります。以上です。

○議長（板橋恵一）

竹谷英昭議員。

○17番（竹谷英昭議員）

ひ孫だな。どういうふうに調べていくのか。もし発見された場合にはどうするのか。ここが一番肝心なんですよ。発見されたら契約解除だ。契約解除すれば事業がおくれます。そういうことだってあり得るわけですよ。そういうことに対してどういう対策をとるのか。ですから、これは契約担当者だけじゃなく市全体で考えていかなきゃいけません、市全体で。できなかつたら予算を繰り延べしていかなければ、今繰り延べは1年しかできない。そうであれば2年にしてほしいということも出て、今わさになっています。そういうことをどうやっていくのかということをお聞きしたいです。市全体として。そういう危機感はないんですか。お聞きしますが。

○議長（板橋恵一）

副市長。

○副市長（鈴木明広）

全くおっしゃるとおりでございます、今復旧・復興に全力を挙げてる最中でございますけれども、一般的な公共工事の発注につきましては、元請業者から下請を使う場合には届け出が市になされることになっております。ですから、下請、孫請あたりまででしょうか、下請まで届け出が参りますので、元請から下請にも何社かいろいろと仕事の分散はいたしますけれども、そこから先の部分というのは極めて部分的な仕事になるものですから、工事全体の進捗に対しては大きな影響はないだろうというふうに捉えております。

ただ、そういった暴力団の介入が見込まれた場合には、下請に限らず、警察との連携をとる。あるいは、それから先については民事介入暴力の立件であったりそういったことも警察のほうで進められることとっておりますので、致命的な工期のおくれには恐らくつながらないだろうというふうに捉えております。

○議長（板橋恵一）

竹谷英昭議員。

○17番（竹谷英昭議員）

副市長、甘いよ。本当に甘い。会議場ですから言いませんけれども、大変甘い。そこまで考えておかなきゃいけない事態。それから孫請まで、下請まで、私は孫請とひ孫も関係者の名簿提出ぐらいするぐらいにならないとこの条例は適用できないと思いますよ。ですから、そういう仕組みをつくらなければ、これは効率的運用できないと思います。その辺もしっかりと、この条例をしっかりと堅持をしていくというのであれば、その辺までの管理ということをしちつとすることがこの条例を制定する意味があると思いますので、ここで答弁を求めても今言ったように下請までぐらいしか考えていないようですので、孫請、ひ孫も含めてどう多賀城としてやっていくのかというこの条例に基づいたことをきちつと整理しておくことが大事ではないかというふうに思いますので、市全体で協議をしていただきながら、この条例を生かす施策にさせていただきたいということに私思いがありますので、そういう協議をすることが大事じゃないかと思いますが、副市長、いかがですか。

○議長（板橋恵一）

副市長。

○副市長（鈴木明広）

これは契約約款上の義務規定がございますけれども、それを超えた範囲も、これは請け負った業者の指導の範囲でそういったことの不正な事態に陥らないように、いろいろ連携をとりながら指導して対策をとってまいりたいというふうに思います。

○議長（板橋恵一）

竹谷英昭議員。

○17番（竹谷英昭議員）

私はそういう点で、多賀城はそこまで厳しくチェックしますよ、多賀城の公共事業は。そのぐらいの姿勢がなければこの条例は生きません。ですから、この条例を生かすために多賀城としてはこういうふうに事務的にはやっていきますよということをしちつと整理したほう

がよろしいんじゃないかというのが私の提案ですので、答弁を求めてもどうもすっきりとした、現状を理解していないようですので、これ以上は申し上げませんが、相当厳しくやらない限りこの条例は生かすことはできないだろうと私は思っておりますので、どうして条例をつくってやるのであればそこまで徹底してやるべきだということを私の思いを申し上げておきたいと思えます。

○議長（板橋恵一）

ほかにございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し直ちに採決に入りたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

これより、議案第 89 号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 90 号 多賀城市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（板橋恵一）

日程第 8、議案第 90 号 多賀城市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（板橋恵一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 90 号 多賀城市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてありますが、これは助成対象を小学校就学前までの乳幼児に対する入院、通院としていたものを、小学 3 年生までの子供の通院並びに中学 3 年生までの子供の入院に拡大するため、題名のほか所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、保健福祉部長に説明させますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（板橋恵一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木健太郎）

それでは、資料 2 の 4 ページをお開き願います。

議案第 90 号関係資料の多賀城市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表により御説明申し上げます。

初めに、乳幼児医療費の助成に関する対象年齢の拡大につきましては、11 月 27 日議員説明会で申し上げましたとおり、宮城県が補助事業として実施している事業に対し本市独自の事業として対象年齢を拡大しようというものでございます。現在、本市では震災の復旧・復興を最優先の課題として取り組んでおりますが、将来を担う子供たちが元気に育つ環境を整備し、さらには若い世代の経済的負担を軽減し定住化促進を図るため、こういった施策が大変重要であることから、通院につきましては小学校 3 年生まで、入院につきましては中学校 3 年生までに対象年齢を拡大するものでございます。

新旧対照表をごらん願います。医療費助成の対象年齢を 6 歳から 15 歳までに拡大することに伴い、これまで用いてきました乳幼児という用語を子供に改めるものでございます。新しい題名でございますが、多賀城市子供医療費の助成に関する条例に改めるものでございます。同様の理由により、本文中「乳幼児」とあるのは全て「子供」に改正するものでございます。また、助成対象者はこれまで 6 歳に達する以後最初の 3 月 31 日までの間にあるもの、つまり小学校就学前までの者をいうというふうに規定しておりましたが、今回の改正により 15 歳に達する以後、最初の 3 月 31 日までの間にあるもの、中学校 3 年生までを助成対象者に改正しますことから、第 2 条第 1 項中 6 歳を 15 歳とするものでございます。

次の 5 ページをお願いいたします。第 4 条のアンダーライン部分の括弧書きでございますが、助成対象者のうち 10 歳以上のものについての医療費の助成は入院に係るものに限ると規定したものでございます。それでは、ここで資料 1 の 20 ページ、21 ページをお願いいたします。

附則でございます。第 1 項の施行期日でございますが、平成 25 年 4 月 1 日から施行するものでございます。ただし、事項及び附則第 3 項の規定は交付の日から施行するものでございます。第 2 項の経過措置でございますが、改正後の条例第 3 条の規定により新たに助成対象者となる者の保護者は、新条例第 5 条受給資格の登録の申請をこの条例の交付の日から行うことができるものでございます。第 3 項は、新条例第 5 条及び第 6 条の事務については、この条例の施行の日から行うことができるものの規定でございます。第 4 項は、この条例による医療費の助成は施行日以後に受けた療養の給付等に係る医療費の助成について適用するものでございます。施行日前に受けた医療費の助成につきましては、なお従前の例によるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（板橋恵一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。16番昌浦泰已議員。

○16番（昌浦泰已議員）

確認です。一部を改正する条例で題名まで変えるというのはちょっと珍しいなと思ってたんですね。これは逆に言えば旧の乳幼児医療費の助成に関する条例を廃止して新設という形の方法をとるべきではなかったのか。それは別に改正手続上問題ないから一部改正する条例ということで、ただね、タイトルが変わってるというのはちょっと私は一部改正で大丈夫なのかなという感じで、その辺、どうなんでしょうか。

○議長（板橋恵一）

総務部長。

○総務部長（内海啓二）

この件につきまして何ら問題はありません。

○議長（板橋恵一）

ほかに。8番藤原益栄議員。

○8番（藤原益栄議員）

かなり思い切った決断だったというふうに私は思っております。塩竈でやることになったというのはありますけれども、というのは、財政運営の原則で経常的な費用については経常的な収入で賄う。それから臨時的な費用については臨時的な財源で賄うという原則があります。そういう点で、例えば被災者住宅再建補助事業で全部で6億円のお金を使って助成するというのがありますが、一時的な支出なので私は余りびっくりしない、こういうのは。けれども、経常的収支比率が経常収支比率が100%前後の状態の中で毎年毎年4,000万円の一般財源を生み出すというのは、これはなかなか大変なことではないかというふうに思うんですよ。そういう点で、財政担当にお聞きしますが、その税源捻出の御努力をこの際ですからいろいろ御説明いただきたい。

○議長（板橋恵一）

誰。市長公室長補佐財政経営担当。

○市長公室長補佐（財政経営担当）（菅場賢一）

ただいまの御質問にお答え申し上げます。

状況としては大変厳しい状況にあります。特に、財源として何を充てていくのかということ、御指摘のとおり、経常的な経費ということになりますが、それに対する経常的な収入というのは、現在のところ確たるものはない状況にあるというふうになります。これは今後行政改革等を通して何らかの一般財源の捻出を図らなければならないというふうに考えております。それに当たっては、今経常的に行っている事業の大胆な組み替えであったりとか、廃止などを含めた組み替え、そういったものも十分検討していく必要があるだろうというふうに思っております。

さらに、経常的な経費に充てるための経常的な収入を生み出すためのさまざまな施策ということも今後展開していく必要があるというふうに考えております。それはほかならぬ企業誘致であったりとか、あるいは定住促進であったり、そのようなことによつての地道な努力、そういったものを積み重ねていく中で何らかの財源捻出ということを図っていく必要があるというふうに考えております。

ただ、今の状況を申しますと、この施策そのものが定住促進を図るということに対しての効果を期待している部分もございますし、まず定住促進ということを目指しての施策であるということ、そういったこともありますので、今回さらに施策として近隣の自治体、そういった部分の状況なども踏まえまして今回多少のリスクを負ってでもやる必要があるだろうということをお判断させていただいたということになります。以上でございます。

○議長（板橋恵一）

ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

これより、議案第90号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。よつて、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、お昼の休憩といたします。再開は午後1時といたします。

午前11時50分 休憩

午後 1時00分 開議

○議長（板橋恵一）

再開いたします。

日程第9 議案第91号 多賀城市下水道条例の一部を改正する条例について

○議長（板橋恵一）

日程第9、議案第91号 多賀城市下水道条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

(局長 議案朗読)

○議長(板橋恵一)

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長(菊地健次郎)

議案第 91 号 多賀城市下水道条例の一部を改正する条例についてであります。これは下水道法の一部改正に伴い、排水施設の構造の技術上の基準を設けるものであります。

詳細につきましては建設部長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長(板橋恵一)

建設部長。

○建設部長(鈴木 裕)

それでは、資料 2 の 6 ページをお開きください。

議案第 91 号関係資料多賀城市下水道条例の一部を改正する条例新旧対照表でございますけれども、初めに今回の改訂に至った経緯について、御説明申し上げます。平成 22 年 6 月に地域主権改革を総合的かつ計画的に推進するための必要な法制上の措置や取り組み方針等を明らかにした地域主権戦略大綱が閣議決定されました。この大綱を踏まえ、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を推進するため、都道府県の権限の市町村への移譲及び条例制定権の拡大を行う関係法律の整備に関する法律、いわゆる第 2 次一括法が制定されました。このことに伴い、地域主権改革の趣旨から地域の特性等を考慮した独自の基準を盛り込むことを含めて各自治体が判断し、定めることとなりました。

この中で下水道法も改正され、公共下水道の排水施設の構造基準を条例に委任するという内容でございますが、下水道法施行令で定める国の基準を参酌して条例で定めるということとされましたので、今回、構造基準を条例に規定するものでございます。

それでは、6 ページの新旧対照表をごらんください。最初に目次につきましては、第 3 章の次にアンダーラインを引いてございますが、第 4 章公共下水道の構造基準と第 16 条、第 17 条を加えるものでございます。以下は、章と条すれに伴う改正となっております。次に詳細について説明いたします。第 1 条の改正につきましては、仕様の次にアンダーラインの部分ですが、「並びに構造の基準」を加えるものでございます。次に第 13 条第 1 項第 1 号のアンダーラインの部分、第 9 条の 8 各号を第 9 条の 10 各号に改めるもので、次のページをごらんください。次のページの 7 ページでございますが、3 項 1 号のアンダーラインの部分も同様でございます。次に第 15 条の次に先ほど目次で説明いたしましたが、第 4 章の公共下水道の構造基準等の章を加え、第 16 条で排水施設の構造の基準上の基準、次のページ、8 ページの第 17 条で適用除外を定めるものでございます。

これら構造基準並びに適用除外につきましては、国の下水道法施行令で定められているものと同じ内容となっております。なお、8 ページの下、第 5 章使用料及び手数料の第 18 条以下は条すれに伴う改正となっております。

恐れ入りますが、ここで資料 1 の 25 ページをお開きください。その下の附則でございます。施行期日でございますが、この条例は平成 25 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

次に 26 ページの経過措置でございますけれども、この条例の施行の際、既存の排水施設で第 16 条の規定に適合しないものについては適用しないということにすることとございまして、また、中段にただし書きがございますが、ただし書きで条例施行後に着手した改築工事は適用とはするものの、括弧内の災害復旧及び公共下水道工事以外の工事により必要を生じた改築工事、例えば災害に伴う応急措置で設置するものや工事施工に伴い仮に設置する公共下水道については適用しないということとするものでございます。なお、この条例の施行に関し定めている下水道条例施行規則につきましては、国の下水道法施行規則および技術指針と同様の内容を定める改正であることを申し添えたいと思います。

また、10 月 22 日から 11 月 2 日まで実施したパブリックコメントにつきましては、意見はございませんでした。最後に塩竈、松島、利府、七ヶ浜の 1 市 3 町の状況ですけれども、塩竈市と松島町は本市と同様、12 月定例会に、利府町、七ヶ浜町は来年の 2 月の定例会にそれぞれ提案する予定とのこととでございます。以上で説明を終わります。

○議長（板橋恵一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。17 番竹谷英昭議員。

○17 番（竹谷英昭議員）

下水道の施行令の関係でということですが、現状と現状の仕組みとこのことによって変更されるような状況についてどうなっているのか。この条例を施行しても現状と同様の扱いであるというふうな認識でよろしいのかどうか。その辺についてお伺いします。

○議長（板橋恵一）

建設部長。

○建設部長（鈴木 裕）

これまで施行してきた公共下水道につきましても、これまでの国の施行令に基づいて、施行令に定められた構造基準に基づいて施行してございますので、それと同じ内容を、今度は条例で定めるということとでございますので、今までの施設も今後の施設も影響ないというふうに考えてございます。

○議長（板橋恵一）

竹谷英昭議員。

○17 番（竹谷英昭議員）

そうしますと、今後の下水道工事についても現状の施行と同じようなことであって、改まって条例をつくったからっていろいろな制約があるものではないという理解でよろしいですか。

○議長（板橋恵一）

建設部長。

○建設部長（鈴木 裕）

そのように考えてございます。

○議長（板橋恵一）

ほかにございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

これより、議案第91号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第92号 多賀城市布設工事監督者の資格等を定める条例について

○議長（板橋恵一）

日程第10、議案第92号 多賀城市布設工事監督者の資格等を定める条例についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（板橋恵一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第92号 多賀城市布設工事監督者の資格等を定める条例についてであります。これは水道法の一部改正に伴い、布設工事監督者に必要な資格等を定めるものであります。

詳細につきましては、水道事業管理者に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（板橋恵一）

水道事業管理者。

○水道事業管理者（佐藤敏夫）

それでは、議案第92号 多賀城市布設工事監督者の資格等を定める条例について、御説明申し上げます。

初めに、今回の条例制定に至った経緯についてでございますが、先ほど下水道条例の改正のところで建設部長が説明申し上げましたとおり、地方分権一括法が公布され、水道法の改正規定は平成24年4月1日を施行日としているところでございますが、当該改正に伴う経過措置期間が満了する平成25年4月1日施行として条例を定めるものでございます。

それでは、議案資料1の28ページをお開き願います。この条例で定める内容について、説明させていただきます。水道法の一部が改正され、水道の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する基準が条例で定める事項となりました。このため、これらの事項について、この条例で定めるものでございます。なお、これらの事項は水道法施行令を参酌して定めることとされておりますことから、おおむね同施行令の規定に沿って定めております。

それでは、条例において定める内容について説明申し上げます。第1条の条例制定の趣旨においては、条例で定める内容を明記しております。第2条は布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事とはどのような工事を対象とするのか、各号に記載のとおり、具体的に定めたものでございます。これらは、水道法施行令第3条から参酌して定めております。次の第3条は布設工事監督者の資格について、その資格要件を具体的に定めたもので、学歴と水道に関する技術上の実務に従事した経験年数によって、各号に記載のとおり、区分しております。これらについては、水道法施行令第4条及び同法施行規則第9条から参酌して定めております。

続きまして、30ページをお開き願います。第4条でございますが、ここでは水道技術管理者の資格についてその資格要件を具体的に定めたものでございます。第1号では、前条の規定で御説明しました布設工事監督者の資格を有する者と定めております。第2号から第5号までは、布設工事監督者の資格要件と同様に学歴と水道に関する技術上の実務に従事した経験年数によって、記載のとおり区分しております。第6号の規定では、厚生労働大臣の登録を受けたものが行う水道の管理に関する講習の課程を修了したのも水道技術管理者の有資格者となるものと定めております。これらは水道法施行令第6条及び同法施行規則第14条から参酌して定めております。

最後に31ページ、附則でございます。改正期日について定めておりますが、冒頭に御説明申し上げましたとおり、水道法の改正規定は平成24年4月1日を施行日としておりますので、当該改正に伴う経過措置期間が満了する平成25年4月1日を施行日として条例を定めるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（板橋恵一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

これより、議案第92号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第93号 市の境界変更について

日程第12 議案第94号 市の境界変更に伴う財産処分に関する協議について

○議長（板橋恵一）

この際、日程第11、議案第93号 市の境界変更について及び日程第12、議案第94号 市の境界変更に伴う財産処分に関する協議についての2点を一括議題といたします。

この際、議案朗読を省略し、直ちに市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第93号 市の境界変更について並びに議案第94号 市の境界変更に伴う財産処分に関する協議についてであります。これらは仙台港背後地土地区画整理事業に伴う、本市と仙台市との行政境界の変更を宮城県知事に対して申請することについて、地方自治法第7条第6項の規定により議会の議決を求めるとともに、この行政境界の変更に伴う財産の処分を行うことを、本市と仙台市との間で協議するについて、同項の規定により議会の議決を求めます。

なお、詳細につきましては、総務部長に説明させますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（板橋恵一）

総務部長。

○総務部長（内海啓二）

それでは、御説明をさせていただきます。

まず初めに、境界変更の概要について御説明いたしますので、資料1とあわせまして資料2の11ページ、境界変更概要図をごらんいただきたいと思っております。今回の境界変更につきましては、先月27日に開催されました議員説明会において議員の皆様にご説明させていただいたとおり、宮城県が施工主体となっている仙台港背後地土地区画整理事業に伴い、本市と仙台市宮城野区との間で等積交換により境界変更を行うものでございます。境界変更区域は、左下の位置図に示したとおりでございます。多賀城市町前一丁目及び宮内一丁目

の一部並びに仙台市宮城野区中野字沼頭字上小袋田字沼向の一部の行政境界を変更するものでございます。

この概要図において、点線で示したラインが現在の行政境界であり、実線で示したラインが新しい行政境界でございます。土地区画整理事業において造成された整形な区画にあわせられたものとなっております。境界変更によりまして、本市及び仙台市に編入となる区域については網かけで示してございます。縦線の入った網かけで示した区域が本市から仙台市に編入となる区域でございます。縦罫線が入っていないただの網かけで示した区域が仙台市から本市に編入となる区域でございます。その編入面積につきましては、いずれも 1 万 8,156.2 平方メートルであり、等積交換となるように線引きされているものでございます。現在の境界は、旧来の地形に基づいたままで、非常に入り組んでいる状態であることから、境界を変更することによりまして土地区画事業区域内の道路等の維持管理の効率化、利便性の向上を図るものでありまして、地方自治法第 7 条第 6 項の規定により議決を求めるものでございます。

次に、資料 1 の 34 ページ、議案第 94 号の境界変更に伴う財産処分についてでございます。資料のほうにつきましては、その次のページということになります。ごらんいただきたいと思っております。

この境界変更の対象地には、本市及び仙台市が所有する財産、これは具体的には公衆用道路用地あるいは無番地の水路、道路等の財産がございますが、境界変更に伴って相手方の市域となる財産については、相手方の市で管理した方が適切なものがございます。そのような財産につきましては、相互に相手方の市の所有とするよう仙台市と財産処分の協議を行うことについて、地方自治法第 7 条第 6 項の規定により議決を求めるものでございます。

協議書の案につきましては、資料 1 の 35 ページに示したとおりでございます。この協議書に記載された財産の所在場所については、資料 2 の 13 ページをごらんいただきたいと存じます。処分の対象となる財産につきましては、公衆用道路用地等の土地でございます。境界変更により仙台市の地域から本市の市域に編入となる財産の面積が 565.74 平方メートル、逆に本市から仙台市に編入となる財産の面積が 1,716.86 平方メートルとなります。また、3 の境界変更にかかわらず従前のおり仙台市が所有する土地 836.18 平方メートルにつきましては、仙台市の所有地であり、境界変更により本市の市域となるものでございますが、これは公衆用道路等の公共用地ではなく、仙台市所有の普通財産ということになってございます。この土地につきましては、土地区画整理事業における従前地として仙台市が所有しているものでありまして、換地処分を行うに当たりまして、境界変更にかかわらず仙台市がそのまま所有することとしているものでございます。

なお、この土地の現在の使用関係としましては、仙台市とは別の地権者の仮換地として指定されておりまして、この地権者により使用収益されているものでございます。また、さきの説明会で御説明をいたしました境界変更対象地の内訳における公共用地面積と、ただいま説明をいたしましたこの協議書における財産処分面積は一致いたしません。公共用地には本市と

仙台市が所有するもののほか、国や宮城県が所有する分も存在することによるものでございます。

市の境界変更及び境界変更に伴う財産処分に関する協議についての議決が得られますと、仙台市とともに宮城県知事へ当該境界変更の申請を行うこととなります。宮城県では、県議会での議決を経た後に県知事から総務大臣へ届け出を行うこととなり、平成 25 年 5 月に総務大臣の告示が出され、平成 25 年 7 月に境界変更の効力が生じることとなる見込みでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（板橋恵一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本案 2 件の一括質疑に入ります。質疑はありますか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

これより、議案第 93 号及び議案第 94 号を一括採決いたします。本案 2 件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。よって、本案 2 件は原案のとおり可決されました。

日程第 13 議案第 95 号 指定管理者の指定について

○議長（板橋恵一）

日程第 13、議案第 95 号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（板橋恵一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 95 号 指定管理者の指定についてであります。これは平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 年間において、多賀城市シルバーワークプラザの管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求

めるものであります。

なお、詳細につきましては保健福祉部長に説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（板橋恵一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木健太郎）

それでは、議案第95号 指定管理者の指定について、資料に基づき説明をさせていただきますので、資料2の15ページをお開き願います。

多賀城市シルバーワークプラザにつきましては、施設開設時の平成22年度から平成24年度までの3年間、多賀城市シルバー人材センターを指定管理者として指定してまいりました。資料1の取り組み経過につきましては、第1期目の指定管理の経過並びに今回の候補者選定に至るまでの経過を時系列的に整理しました表でございます。第2期目以降の指定管理者の選定に当たりましては、多賀城市指定管理者導入方針において、現指定管理機関の評価と選定委員会の審査を受けることになっております。

この方針に基づき、上から2項目めでございますが、本年8月23日に第1期目の指定管理業務を評価する評価委員会を開催し、委員会から事業経営や施設管理の取り組みについて「良好」との結果を得ました。それを受けまして、多賀城市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例及び同条例施行規則に公募によらない選定理由として定められております、現に指定管理を行っている公の施設にあっては、当該公の施設を管理しているものが引き続き管理を行うことにより、安定した行政サービスの提供及び事業効果が相当程度期待できる場合に該当するものとして、非公募により第2期目の指定管理者に現指定管理者である多賀城市シルバー人材センターを選定することについて、9月に内部決定をさせていただきました。

その後、事務手続を経まして、下から2項目めになります、10月30日に指定管理者候補者選定委員会を開催し、審査の結果、多賀城市シルバー人材センターが指定管理者候補案として選定され、11月12日には行政経営会議において指定管理者の候補とすることを決定したものでございます。

2の指定管理の概要でございますが、(1)指定管理者に管理を行わせる公の施設は多賀城市シルバーワークプラザでございます。(2)指定管理者が行う業務の範囲は、施設の管理運営に関する業務でございます。(3)指定の期間は、第1期目は3年間ございましたが、市指定管理者導入方針において指定管理期間が原則5年と改められたことから、平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間とするものでございます。

3の指定管理者候補の概要でございますが、名称は公益社団法人多賀城市シルバー人材センター、所在は多賀城市中央二丁目25番1号、代表者名は井上満貴氏、設立は昭和59年3月31日でございます。

次の、16ページの4は指定管理者候補の申請内容の抜粋でございますが、(1)は施設の管理運営方針について、ページの中段以降にはアからクまでの8項目を掲載しております

が、朗読は省略させていただきます。(2)は職員体制でございますが、館長以下4人体制で管理運営に当たることとしており、勤務形態は記載のとおりでございます。

次の17ページをお願いいたします。5は前段の取り組み経過の中で御説明いたしました評価委員会及び選定委員会の概要についてでございます。(1)評価委員会で、アの委員構成は委員長を有識者として社会教育委員の方に、委員には有識者として老人クラブ連合会会長、婦人会連合会会長、施設の利用者代表が2名並びに市職員2名の計7名の委員構成となっております。イの評価方法につきましては、管理運営の実施状況、以下記載の4項目に関する計18の項目について、指定管理者から実績等の説明を受け、その後質疑応答を行い、総合的に評価し、下の表にございます評価基準に従い採点していただきました。

ウの評価結果でございますが、評価得点表は19ページに記載しておりますが、(2)の評価の要旨といたしまして、得点の総合計が630点満点中533点、1人当たりの平均点が90点満点中76.1点、1項目当たりの平均点が5点満点中4.2点という結果でございます。この結果に基づき、評価委員会から指定管理者による事業経営や施設管理の取り組みは良好であるという結果報告をいただきました。(ウ)は、評価委員会の際にいただいた御意見の概要でございます。

次の18ページ、(2)は選定委員会についてでございます。アの委員構成は、委員長に有識者として生涯学習100年構想実勢委員会会長の方を、委員には有識者として民生委員、児童委員の方、施設の利用代表者2名並びに市職員3名の計7名の委員構成となっております。イの選定方法につきましては、管理運営計画以下記載の5つの選定基準ごとに設定いたしました計14項目について、シルバー人材センターから提案書による内容説明を受け、その後、質疑応答を行い、総合的に審査し、下の表にございます基準に従い採点していただきました。ウの選定結果でございますが、審査得点表は20ページに記載しておりますが、(イ)の審査の要旨といたしまして得点の総合計が490点満点中415点、1人当たりの平均点が70点満点中59.3点、1項目当たりの平均点が5点満点中4.2点という結果でございます。これらの結果から、第2期目となります平成25年度から29年度までの5年間の指定管理につきましては、多賀城市シルバー人材センターを指定管理者とすることが適切であると認められ、指定管理者候補案として選定されたものでございます。(ウ)は選定委員会の際にいただきました意見の概要でございます。

次の19、20ページには評価委員会及び選定委員会の得点集計表を添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長(板橋恵一)

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。4番深谷晃祐議員。

○4番(深谷晃祐議員)

19ページ、20ページの評価のものを、評価委員会と審査得点集計表ということであるん

ですけれども、全体を見ますと大体 4 点、5 点が普通で、3 点というところが難しいのかなというところで、19 ページで 3 点が 3 人いた①の日常の事故防止など安全対策や事故発生時の危機管理体制などは十分であったかというところで、普通だから普通でいいのかなというふうにも思うんですけれども、この辺、例えば 3 点とついているところ、全体の平均点より全部低く数字的にはなっているんですけれども、それは 19 ページの評価得点表も審査得点表も含めてその辺というのは、今後指定管理としてしていただく中でどのように改善というか、これをすぐれているというふうなところまで持っていくような意見なり改善策を考えておられるのか、というふうな意見交換はされているのかどうかをお願いします。

○議長（板橋恵一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木健太郎）

この 3 点の評価の意味でございますが、過去この 3 年間、まだ 24 年度はもう少し、あと 4 カ月ほど残っておりますが、この 3 年間の評価としての点数をつけていただいたというふうなものでございます。したがって、この 3 年間の中で余り中身を改正しなければならない、例えば今の安全管理についても掲示物として掲示していなかったりとか、そういったことがありまして、現段階としましては毎年うちのほうで監査のようなことをさせていただいておりますので、その都度、安全管理等についてもいろいろ協議をしたり指導しているわけですが、そういう 2 年間の過程の中で少しずつ進歩してきたというふうなことの説明がございました。したがって、今現段階だけで申し上げれば、相当安全性については担保されているんですけれども、この 3 年間だけを限って見れば、当初そういった掲示物がなかったりとか、いろいろそういったことがありましたので、選定委員の方は 3 点という評価をしたというふうなことだと思っておりますが、現段階としましては十分手当てされているというふうなこと。

それから、私どもも今回の選定に当たりましては利用者の方々からアンケートをとって、その辺、この 3 年間の評価をさせていただいておりますが、おおむね、98%以上の方が満足しているというふうな状況もございますので、そのことをあわせて申し添えたいと思います。以上です。

○議長（板橋恵一）

ほかにございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

これより、議案第 95 号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 14 議案第 96 号 塩釜地区消防事務組合理約の変更に関する協議について

○議長（板橋恵一）

日程第 14、議案第 96 号 塩釜地区消防事務組合理約の変更に関する協議についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（板橋恵一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 96 号 塩釜地区消防事務組合理約の変更に関する協議についてであります。これは障害者自立支援法の題名変更に伴う塩釜地区消防事務組合理約の変更に関して関係地方公共団体と協議することについて、地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を求めらるるものであります。

なお、詳細につきましては保健福祉部長に説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（板橋恵一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木健太郎）

それでは、資料 2 の 21 ページをごらん願ひます。議案第 96 号関係資料塩釜地区消防事務組合理約の一部を変更する規約新旧対照表により御説明申し上げます。

初めに、障害程度の区分審査につきましては、塩釜地区消防事務組合において共同処理されておりますが、その根拠法となっておりました障害者自立支援法が本年 6 月 27 日に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律という名称に改正されたことから、塩釜地区消防事務組合理約の一部改正を行うものでございます。規約の第 3 条第 5 号及び別表第 2 の 3 項の障害者自立支援法の記載を、それぞれ障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改めるものでございます。

ここで、議案資料 1 の 39 ページをお開き願ひます。附則でございますが、施行日は 25 年 4 月 1 日とするものでございます。2 の経過措置でございますが、審査件数に係る事務経費の算定期間につきましては、1 月 1 日から 12 月 31 日までを 1 年間として取り扱っ

ておりますが、平成 25 年 4 月 1 日で当該規約が改正されることから、平成 25 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までの審査につきましては障害者自立支援法を、平成 25 年 4 月 1 日以降は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律を根拠とした審査の件数である旨の確認規定でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（板橋恵一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

これより、議案第 96 号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 15 議案第 97 号 工事請負契約の締結について

○議長（板橋恵一）

日程第 15、議案第 97 号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（板橋恵一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 97 号 工事請負契約の締結についてでございますが、これは平成 24 年度中央ポンプ場 4 号ポンプ増設工事（機械その 1）について、記載の相手方と記載の金額による工事請負契約を締結することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては関係部長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（板橋恵一）

総務部長。

○総務部長（内海啓二）

それでは、議案第 97 号について説明させていただきます。資料 2 の 22 ページをごらんいただきたいと存じます。

入札件名は、平成 24 年度中央ポンプ場 4 号ポンプ増設工事（機械その 1）、施工場所は多賀城市鶴ヶ谷一丁目地内であります。

資料の説明に入ります前に、今回の入札に至る一連の経過について、まず説明をさせていただきます。提案しております工事につきましては、多賀城市工事請負業者選定委員会において審議した結果、当該工事の内容が下水道施設のポンプ及び原動機等設置に係る工事のため、専門性が高く大雨等の有事の際には万全な対応ができる性能及び品質が求められ、今後の保守管理にも影響することから、制限つき一般競争で執行した場合に予想される不特定多数の業者の参加や、申し込みがなかった場合の入札中止等による遅延のリスクを回避するため、指名競争入札に付することに決定したものでございます。入札業者につきましては、本市の登録業者で宮城県に本店または支店等がある業者の中から、発注する工事の種類、機械器具設置工事及び電気を希望している特定建設業許可業者のうち、経営事項審査の総合評定値によりさらに絞り込んだ 15 社及び中央ポンプ場のほかのポンプの設置業者 1 社を加えた計 16 社を指名してございます。

入札執行調書のほうをごらんいただきたいと思います。平成 24 年 10 月 22 日付で指名業者 16 社に対して通知を行いまして、同年 10 月 14 日、市役所 501 会議室で入札を執行した結果、予定価格の範囲内において最低価格をもって申し込みをした株式会社日立プラントテクノロジー東北支社を落札者と決定し、同月 15 日付で仮契約を締結しております。なお、入札前の辞退が 10 社ございまして、実際の入札参加者は 6 社でございました。そのうち 2 社が最低制限価格を下回ったことにより失格となっております。

なお、工事の概要等につきましては建設部長から御説明申し上げますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（板橋恵一）

建設部長。

○建設部長（鈴木 裕）

それでは、工事概要書概要について説明申し上げます。資料 2 の 23 ページをお開きください。工事概要書に基づき説明申し上げます。

この工事は、現在工事中の留ヶ谷 1 号雨水幹線から流入する雨水を砂押川に放流するための中央ポンプ場ポンプ増設工事でございます。計画している 10 台のうち、最後の 1 台を設置するための増設工事でございます。まず、工事名は平成 24 年度中央ポンプ場 4 号ポンプ増設工事（機械その 1）でございます。工事場所は鶴ヶ谷一丁目地内の中央ポンプ場でございます。工期は工事請負契約締結日の翌日から平成 25 年 3 月 29 日までと予定しております。

次に工事の概要でございますが、まず雨水ポンプ、口径 1,500 ミリメートルの雨水ポンプを 1 台設置します。この設置にあわせて、減速機、原動機、消音器を設置いたします。吐出量は毎秒約 5 トンということでございまして、1 台を設置するということになります。以上が工事概要でございます。

次に、図面で御説明申し上げます。25 ページの平面図でございますが、ポンプの設置箇所を黒枠で示してございます。次の 26 ページの断面図につきましては、ポンプ及び原動機、減速機の配置位置を示してございます。次の 27 ページでございますが、ポンプ設置図となりますが、中央雨水ポンプ場を平面的にあらわしたもので、左側の流入ゲート、留ヶ谷中央雨水幹線ですが、ここから雨水が流入し、除塵機を経て今回の案件であります口径 1,500 ミリメートルのポンプでくみ上げられ、砂押川に放流されます。なお、今回の案件でございます 4 号ポンプを据えますと、中央雨水ポンプ場は総排水量が毎秒約 36.7 トンとなり、ポンプ場の施設としては整備完了となります。

以上で説明を終わります。

○議長（板橋恵一）

総務部長。

○総務部長（内海啓二）

先ほど、私の説明のところで入札日の日付を誤って申し上げてしまったかと思っております。訂正をさせていただきます。

11 月 14 日に市役所で入札を執行したということでございますので、大変申しわけございませんでした。おわびして訂正いたします。

○議長（板橋恵一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。17 番竹谷英昭議員。

○17 番（竹谷英昭議員）

入札執行調書の中で、今回辞退をした会社が数多くあります。この辞退にはいろいろ理由があると思いますが、今後、多賀城市のポンプ場の発注がこれからもあると思いますけれども、この辞退された会社に対して同様のポンプ工事があった場合に指名をするのか、それとも指名をしないのか。この辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（板橋恵一）

総務部長。

○総務部長（内海啓二）

辞退があった場合にどうするかということでございますけれども、これにつきましては指名委員会でもってこういったこともあったというふうな事実は出ましたので、その辺につきましては指名委員会のほうでも議論してまいりたいというふうに思っております。

○議長（板橋恵一）

竹谷英昭議員。

○17番（竹谷英昭議員）

私は資格を失った場合は低価格によってとかのものだと思います。予定価格より低い金額を入札した場合は失格ということに相なるとは思いますけれども、事前に指名競争に参加を要請したものが、極端な話、11月13日付で辞退というようなこと、11月14日付で辞退というような会社があります。こういうことを考えれば、何らかの形で本市のこの種の工事に対して、これらの会社に対して何らかの措置をしていかなければならないのではないかとこのように感じます。その辺についての基本的スタンスがなければ、これからいろいろな工事を発注するに当たって、今回はいいか辞退だ、今度はこういう工事だから入札するという風潮をつくってはならないのではないかと。堂々と入札をして落札できない場合はしようがないですけれども、堂々と入札をするという行為が大事ではないかと思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（板橋恵一）

総務部長。

○総務部長（内海啓二）

指名をした業者、入札を辞退した業者、それぞれに事情はあったかと思えます。特にこのような状況に今ありますものですから、例えば物資であったりあるいは人員の手配であったり、そういったところにそれぞれの要因で事情があったのかというふうに推測しているところでございます。ただ、入札辞退をしたからそれをもって指名を外すとかいうふうな形には、今まではとっておりません。ですから、先ほども申し上げましたように、こういった辞退があるというふうなことについては受けとめましたので、それらに対する対応なりなんなりというふうなものを、もうちょっと内部的に考えていきたいというふうに思っております。

○議長（板橋恵一）

竹谷英昭議員。

○17番（竹谷英昭議員）

そういう場合には指名会社の縮小を図るということの方法もあるでしょう。その辺は、ひとつ指名委員会で十二分に検討して対処していただきたいというふうに思います。

それから今回のポンプ、既存のポンプはどこメーカーでしょうか。

○議長（板橋恵一）

建設部長。

○建設部長（鈴木 裕）

三菱電機株式会社でございます。

○議長（板橋恵一）

竹谷英昭議員。

○17番（竹谷英昭議員）

三菱電機のポンプですか。

○議長（板橋恵一）

建設部長。

○建設部長（鈴木 裕）

申しわけございません。三菱重工株式会社でございます。

○議長（板橋恵一）

竹谷英昭議員。

○17番（竹谷英昭議員）

ないんですけども、メンテの関係は大丈夫なんですか、メンテナンスの関係は。

○議長（板橋恵一）

建設部長。

○建設部長（鈴木 裕）

今回、三菱重工を指名していないというのは、三菱重工ではもうポンプをつくっていないということだったものですから、指名には入れなかったということになると思います。メンテナンスについては次長のほうから回答申し上げます。

○議長（板橋恵一）

建設部次長。

○建設部次長(兼)都市計画課長（永沢正輝）

メンテナンスにつきましては、重工の技術を引き継いだ会社のほうで現在やっていただいているところでございます。

○議長（板橋恵一）

竹谷英昭議員。

○17番（竹谷英昭議員）

日立の今度ポンプ、別な会社やりますよね。それとの関係で今後のメンテナンスは大丈夫ですかって聞いているんです。

○議長（板橋恵一）

建設部次長。

○建設部次長(兼)都市計画課長（永沢正輝）

日立のポンプにつきましても、現在丸山ポンプ場、浮島ポンプ場に実績を持っておりまして、メンテナンスについては大丈夫でございます。

○議長（板橋恵一）

竹谷英昭議員。

○17番（竹谷英昭議員）

中央ポンプ内のポンプが別なメーカー入ったわけですよ。ですから、メンテナンスの会社が三菱重工のメンテナンス会社、今度は日立のメンテナンス会社になる可能性がある。それに対する整合性はとれるんですか。例えばメンテナンス会社は今重工の入っている会社そのものを含めて入札やるんでしょうから、そういうものにやっていくんだよという基本ス

タンスがあるのか。その辺についてお伺いしているんです。

○議長（板橋恵一）

竹谷英昭議員。

○17番（竹谷英昭議員）

メーカーが違うものですから、同じメーカーで維持管理のほうについては、ポンプ場ごとに考えてまいりたいというふうに考えています。

○議長（板橋恵一）

もう少し詳しく。建設部次長。

○建設部次長(兼)都市計画課長（永沢正輝）

例えば例を申し上げますと、三菱のポンプは三菱のポンプを設置しているポンプ場がございますが、そのポンプ場ごとの各メーカーごとの維持というふうな発注の仕方をしていかなければならないというふうに考えてございます。例えば先ほど申しました浮島、丸山ポンプ場、日立のポンプが入ってございます。それと同じくくりでメンテナンスについては発注をかけるということが一番スムーズに維持管理をできるものではないかというふうに考えてございます。

○議長（板橋恵一）

竹谷英昭議員。

○17番（竹谷英昭議員）

ポンプ場ごとでなくポンプごとにやっていくよということだね。そう言ってもらえばいいです。わかりました。

○議長（板橋恵一）

8番藤原益栄議員。

○8番（藤原益栄議員）

この増設するポンプは留ヶ谷雨水幹線の雨水をくみ上げるものだと言われ、留ヶ谷や向山の人たちが聞くと大変喜ぶような説明だったんですけども、実際はどうかというと、下馬幹線からも水が来る、高崎雨水幹線からも水が来る、留ヶ谷雨水幹線からも水が来る。それを総体としてくみ上げるので、留ヶ谷雨水幹線のものだけくみ上げるものじゃないでしょう。ただ、仙石線の下の水路を広げる工事やるので、今から中央ポンプ場に集中する水がふえる分としては留ヶ谷幹線はあるけれども、下馬や高崎や留ヶ谷全体としてそのポンプアップの能力が上がるんだというふうに説明しないと、何か留ヶ谷幹線だけそこに雨水の排水路がつかっているみたいな説明になっちゃったので、私はそこはきちんと正確に説明してやるほうがいいんじゃないかと。下馬の人たちも改善されるよ。高崎もある程度改善するよという説明をすべきでないかと思うんですが、どうですか。

○議長（板橋恵一）

建設部長。

○建設部長（鈴木 裕）

大変失礼しました。言葉足らずでございました。まさしく下馬雨水幹線、あるいは高崎雨水幹線、留ヶ谷雨水幹線を全部引き受けるという形になります。ただ、今議員も御存じのとおり、現在留ヶ谷 1 号雨水幹線については、鉄道下の部分については並行して 25 年度からの事業として今施工してございますので、一番心配されているという部分から申し上げたということでございますので、決して留ヶ谷だけではございません。3 つ全ての幹線を受けるとのことでございますので、訂正させていただきます。

○議長（板橋恵一）

ほかにございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 97 号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 16 議案第 98 号 平成 24 年度多賀城市一般会計補正予算（第 5 号）

日程第 17 議案第 99 号 平成 24 年度多賀城市災害公営住宅整備事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 18 議案第 100 号 平成 24 年度多賀城市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 19 議案第 101 号 平成 24 年度多賀城市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 20 議案第 102 号 平成 24 年度多賀城市下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）

日程第 21 議案第 103 号 平成 24 年度多賀城市水道事業会計補正予算（第 4 号）

○議長（板橋恵一）

この際、日程第 16、議案第 98 号 平成 24 年度多賀城市一般会計補正予算（第 5 号）から、日程第 21、議案第 103 号 平成 24 年度多賀城市水道事業会計補正予算（第 4 号）までを一括議題といたします。

この際、議案朗読を省略し、直ちに市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 98 号 平成 24 年度多賀城市一般会計補正予算（第 5 号）は、歳入歳出にそれぞれ 72 億 6,995 万 3,000 円を追加し、総額 423 億 273 万 3,000 円とするものであります。

歳出の主なものは、東日本大震災復興交付金事業採択に伴う宮内地区被災市街地復興土地区画整理事業並びに被災者住宅再建補助事業の追加補正のほか、障害者自立支援給付事業及び地区集会所整備補助事業の増額補正を行うものであります。

歳入の主なものは、東日本大震災復興交付金及び震災復興特別交付税並びに独自の復興施策実施に伴う東日本大震災復興基金繰入金の増額補正を行うものであります。

また、宮内地区被災市街地復興土地区画整理事業、保育所災害復旧事業並びに児童館災害復旧事業において繰越明許費を設定し、債務負担行為としてパソコン借上げ料並びに業務支援システム借上げ料の変更を行うものであります。

次に、議案第 99 号 平成 24 年度多賀城市災害公営住宅整備事業特別会計補正予算（第 1 号）は、歳入歳出にそれぞれ 2,342 万 7,000 円を追加し、総額 9 億 8,670 万 6,000 円とするものであります。

歳出は東日本大震災復興交付金事業採択に伴う新田地区災害公営住宅整備事業及び鶴ヶ谷地区災害公営住宅整備事業の追加補正を行うものであります。歳入の主なものは、事業採択に伴う東日本大震災復興交付金事業基金繰入金の増額補正を行うものであります。また、債務負担行為として桜木地区災害公営住宅整備事業の変更を行うものであります。

次に、議案第 100 号 平成 24 年度多賀城市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、歳入歳出にそれぞれ 6 億 5,151 万 9,000 円を追加し、総額 68 億 6,148 万 6,000 円とするものであります。

歳出の主なものは、保険給付費並びに共同事業拠出金の増額補正を行うものであります。歳入は震災に伴う保険税減免による国民健康保険税の減額補正、保険給付費の増加に伴う国庫支出金、療養給付費交付金及び県支出金の増額補正並びに基金繰入金の追加補正を行うものであります。また、債務負担行為として国民健康保険税システム業務委託の追加を行うものであります。

次に、議案第 101 号 平成 24 年度多賀城市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、歳入歳出にそれぞれ 9,742 万 6,000 円を追加し、総額 33 億 3,112 万 1,000 円とするものであります。

歳出の主なものは、震災に伴う利用者負担額免除による保険給付費の増額補正並びに食費、居住費負担金として支出金の追加補正を行うものであります。歳入の主なものは、震災に伴う介護保険料減免による介護保険料の減額補正、保険給付費の増額に伴う国庫支出金、支払基金交付金、県支出金繰入金の増額補正並びに平成 23 年度実績に基づく精算による塩釜地区消防事務組合負担金の返還に伴う諸収入の増額補正を行うものであります。

次に、議案第 102 号 平成 24 年度多賀城市下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）は、歳入歳出にそれぞれ 1 億 6,076 万 2,000 円を追加し、総額を 65 億 9,131 万 3,000 円

とするものであります。

歳出の主なものは、下水道施設の維持管理事業費の増額補正、東日本大震災復興交付金事業及び社会資本整備総合交付金事業採択に伴う公共下水道建設費の増額補正、平成 23 年度の被災施設借入金に伴う汚水事業利息支払い事業費の減額補正、仙台市中野雨水ポンプ場の災害復旧事業の追加に伴う仙台市雨水排水施設災害復旧事業負担金の増額補正を行うものであります。歳入の主なものは、社会資本整備総合交付金及び東日本大震災復興交付金事業基金繰入金並びに公共下水道事業債及び資本費平準化債の増額補正を行うものであります。また、債務負担行為として単価契約に係る複合機の使用の追加を行うものであります。最後に、議案第 103 号 平成 24 年度多賀城市水道事業会計補正予算（第 4 号）は、支出につきましては修繕費、人件費並びに工事費の増額補正並びに消費税及び地方消費税の減額補正を行うものであります。債務負担行為につきましては、自動車借り上げ料の追加補正を行うものであります。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（板橋恵一）

お諮りいたします。本案 6 件については、委員会条例第 6 条の規定により 18 人の委員をもって構成する補正予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。よって、本案 6 件については、18 人の委員をもって構成する補正予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました補正予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第 7 条第 1 項の規定により、全議員 18 人を指名いたします。

○議長（板橋恵一）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明日、12 月 13 日は補正予算特別委員会終了後に本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

どうも、御苦労さんでございました。

午後 2 時 10 分 散会

以上、地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 24 年 12 月 12 日

議 長 板橋 恵一

署名議員 松村 敬子

同 阿 部 正 幸